

網走市告示第103号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号（以下「政令」という。））第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、令和7～8年度において網走市が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の契約に係る競争入札等に参加しようとする者に必要な資格を次のとおり定めましたのでお知らせします。なお、資格審査の申請の時期、方法等については以下のとおりです。

令和7年11月4日

網走市長 水谷 洋一

1 資格審査の申請の時期、方法等

- (1) 申請の時期 令和7年12月10日(水)から令和8年1月30日(金)まで
- (2) 受付方法 『北海道市町村入札参加資格共同審査システム』による電子申請
- (3) 申請区分 建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の2区分
- (4) 審査基準日 令和7年12月1日

2 資格要件

(1) 建設工事の資格要件

- ア 政令第167条の4第1項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- イ 政令第167条の4第2項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- ウ 納付すべき税（国税、都道府県税、市町村税）の滞納がないこと。
- エ 健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金保険及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基づく雇用保険(これらの保険のうち、適用を除外されているものを除く。)に加入していること。
- オ 申請者又はその代理人、役員、支配人、その他の使用人若しくは入札代理人が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びにその利益となる活動を行う者、密接な関係を有する者でないこと。
- カ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。また、受任先を設定する場合は、受任先において申請する工種に係る建設業の許可を有していること。なお、申請する工種に係る建設業の許可を受けてから各々2年以上、当該建設業を営んでいること。
- キ 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査を受けていること。また、経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書の通知において申請する工種の総合評価値（P点）があること。なお、経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書の通知において申請する工種の完成工事高を有していること。ただし、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、水道施設については、市内業者に限り、完成工事高の有無は問わないものとする。

ク 資格要件の特例

中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)の規定に基づき設立された事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)の規定に基づき設立された協業組合が次のいずれかに該当するときは、上記に規定する資格要件のうち営業年数に係る資格要件は適用しない。

(ア)中小企業庁（各地方経済産業局等）が行う官公需の受注に係る適格組合証明を有するとき。

(イ)企業組合及び協業組合にあっては、競争入札参加資格者である者が構成員の過半数を占めているとき。

(2) 測量・建設コンサルタント等業務の資格要件

- ア 政令第167条の4第1項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- イ 政令第167条の4第2項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- ウ 納付すべき税（国税、都道府県税、市町村税）の滞納がないこと。
- エ 健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金保険及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基づく雇用保険(これらの保険のうち、適用を除外されているものを除く。)に加入していること。
- オ 申請者又はその代理人、役員、支配人、その他の使用人若しくは入札代理人が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びにその利益となる活動を行う者、密接な関係を有する者でないこと。
- カ 申請業種別の要件
- 測量～ 測量法(昭和24年法律第188号)による測量業者の登録を受けている者であり、審査基準日において登録後1年以上経過していること。本店以外の営業所等で登録を希望する場合には、当該営業所等が測量業の営業所の登録を受けていること。
- 建築設計～建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。受任先を設定する場合は、受任先が建築士事務所の登録をしていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。
- 技術資料～計量証明の登録を希望する者については、計量法(平成4年法律第51号)第107条の規定による計量証明事業者の登録を受けている者であること。
- キ 審査基準日において、入札への参加を希望する種別に関し、引き続き1年以上その事業を営んでおり、直前1ヶ年度決算期の間にその事業の売上高を有していること。
- ク 資格要件の特例
- 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)の規定に基づき設立された事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)の規定に基づき設立された協業組合が次のいずれかに該当するときは、上記に規定する資格要件のうち営業年数に係る資格要件は適用しない。
- (ア)中小企業庁（各地方経済産業局等）が行う官公需の受注に係る適格組合証明を有するとき。
- (イ)企業組合及び協業組合にあっては、競争入札参加資格者である者が構成員の過半数を占めているとき。

3 その他

今回の資格登録は令和8年度の1ヶ年度となります。

※提出資料、期間、方法等については、別途、市公式サイトによりお知らせいたします。

問い合わせ先

建設港湾部都市整備課庶務係